

# 社会福祉法人 武蔵村山正徳会

## 武蔵村山市緑が丘地域包括支援センター

### 介護予防ケアプラン作成等業務委託契約書

武蔵村山市緑が丘地域包括支援センター(以下「甲」という。)と サンシャインホーム ケアマネジメントセンター (以下「乙」という。)は、介護保険法その他の関連法令(以下「法」という。)に基づき、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託することについて、次のとおり契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

#### 第1条 (委託業務の内容等)

委託業務の内容は、次に定めるとおりとする。

##### 1 委託業務の内容

- ①アセスメント
- ②介護予防ケアプラン原案の作成
- ③サービス担当者会議の開催
- ④介護予防ケアプランの交付・説明
- ⑤サービス提供の連絡・調整
- ⑥モニタリング
- ⑦評価

##### 2 利用者ごとの委託業務の履行

乙は、甲から利用者ごとの委託業務を行うことの指示を受けてから、速やかに本業務を履行しなければならない。

#### 第2条 (実施の方法)

- 1 甲は、乙に対し委託業務の対象となる利用者を通知する。乙は、委託の通知を受けて速やかに当該利用者を訪問し、前条各号の業務を実施するものとする。
- 2 乙は、介護予防ケアプランを作成した後、内容について甲の指示する方法で甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、利用者の状況についてモニタリング・評価を実施した場合は、内容について甲の指示する方法で甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、乙が担当する利用者がサービスを利用した場合は、甲の指示する方法で甲に報告しなければならない。

#### 第3条 (業務の指示)

- 1 甲は、委託業務について、乙に必要な指示ができるものとする。
- 2 乙は、受託業務の実施に関して甲より指示があった場合は、甲の指示に従って、受託業務を実施しなければならない。

#### 第4条（介護予防ケアプランの修正）

甲は、乙から介護予防ケアプラン原案または介護予防ケアプラン第7表、8表と実績（給付管理票原案）提出を受けた後、その内容を調査し、修正がある場合は、その旨を乙に申し出、必要に応じて甲の指示する方法で速やかに甲に報告させるものとする。

#### 第5条（委託の期間）

委託期間は、令和 年 月 日から1年間とする。ただし、甲、乙いずれかより期間満了の日の1ヶ月前までに契約終了を申し出ない時は、自動的に更に1年間延長され、以後はこの例によるものとする。

#### 第6条（受託者の義務）

- 1 乙は、法に基づき介護支援専門員に受託業務を行わせるものとする。
- 2 乙は、介護支援専門員に常に身分証を携帯させなければならない。
- 3 乙は、受託業務に従事する者について、その研修の機会を確保し、もってその資質の向上に努めるものとする。

#### 第7条（委託料）

甲が、法に基づき委託をした場合の委託単価は介護予防支援及びケアマネジメント費の90%とする。なお、初回加算についても同様とする。

#### 第8条（再委託等の禁止）

乙は、この契約の履行について、委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

#### 第9条（事故発生時の報告）

乙は、本業務の処理に関し、事故その他契約の履行を行ない難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

#### 第10条（監督及び調査）

甲は、乙に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

#### 第11条（不履行責任）

- 1 乙は、本業務について、契約条項に定められたとおり履行できなかつたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の場合において甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 第12条（善管注意義務）

乙は、この契約の履行にあたっては、常に善良なる管理者の注意をもって委託業務をなす責めを負うものとする。

## 第13条（契約の解除）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 指定居宅介護支援事業者の指定を取り消されたとき。
- (3) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)に違反し、委託業務を適正に実施することが困難であると認められるとき。
- (4) 介護保険運営協議会において、委託が適当でないと判断されたとき。

## 第14条（損害賠償）

乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 第15条（秘密の保持及び個人情報の保護）

- 1 乙及び乙が使用する者は、受託業務を実施する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。
- 2 前項の規定は、この契約の終了後も継続するものとする。
- 3 乙は、甲が利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いてはならない。また家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議においてその個人情報を用いてはならない。
- 4 乙は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(磁気媒体情報及び伝送情報を含む)について、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止する責務を負うものとする。
- 5 乙は甲から提供された業務上の個人情報及びその他の情報の取扱いについて、甲の指示に従いまた返還する義務を負う。
- 6 乙は本業務を行う上で知り得た個人情報を、本来の目的とする以外のものに利用してはならない。

## 第16条（関係書類の整備）

乙は、委託業務の処理状況等を明らかにした書類を整備し、第5条の規定による委託期間満了の日から5年間保存しなければならない。

## 第17条（疑義等の決定）

- 1 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じた場合は、法に定めるところにより処理するものとする。
- 2 前項に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。但し、協議の内容に関しては甲の所在する保険者に報告する。

この契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和            年            月            日

甲            (介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業者)

名称            武蔵村山市緑が丘地域包括支援センター

所在地            東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1103号棟

代表者氏名            菅原 恭子            印

乙            (居宅介護支援事業者)

名称

所在地

代表者氏名            印